

《令和4年度 各種援護制度案内一覧》

No.5

制度名	募集基準	奨学金額	給付/貸与	募集期間又は学校への申出期限	対象学年	備考欄
1 福島県奨学資金 (震災特例採用)	<p>【募集対象者】</p> <p>①東日本大震災時に生徒本人が福島県に住所を有し、かつ保護者が福島県内に6箇月以上住所を有している者。</p> <p>②原子力災害被災地域において被災し、修学が困難で生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下(4人世帯の場合:給与所得基準額286万以下)の者。</p>	<p>月額 18,000円 (自宅通学) 23,000円 (自宅外通学)</p>	<p>貸与 (無利子)</p>	<p>【学校への申出期限】</p> <p>令和4年5月31日</p>	<p>全学年</p>	<p>【申 込 方 法】 希望者は、福島県奨学資金震災特例採用募集案内を配付しますので、事務室まで申し出てください。</p> <p>【 提 出 書 類】 ①福島県奨学生願書 ②福島県奨学生推薦調書 ③震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書 ④令和4年度所得証明書 ⑤住民票謄本 ⑥口座振替による支払申出書</p> <p>【 そ の 他】 ①卒業から6ヶ月後から貸与総額に応じ7年～20年間で返還 ②卒業後の奨学生本人の年収が300万円以下の場合は願出により、最大5年まで返還を猶予することができます。また、卒業から5年経過後も年収300万円以下の場合は願出により返還義務を免除できます。 ③福島県東日本大震災子ども支援基金給付金(月額金)との併用申請はできません。</p>